

竹原市出会いの機会創出支援業務委託仕様書

1 業務の名称

竹原市出会いの機会創出支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本市では、平成 25 年～平成 29 年の合計特殊出生率が県内で最下位に位置し、直近の出生数は近年で最小となっており、少子化に影響を与えていると考えられる未婚率は、上昇傾向で推移している。

こうした中、本業務により、市民の出会いの機会を創出することで、結婚を希望する人が、その希望を叶えられる環境づくりを推進し、本市の婚姻数及び出生数の増加を図ることを目的とする。

3 本仕様書の位置付け

「竹原市出会いの機会創出支援業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において竹原市（以下「市」という。）が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法等について、自由に提案することができる。

なお、本仕様書に記載された要件はすべて必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、又は代替案による場合は、企画提案書にその旨を記載すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 活用するマッチングアプリの条件

- (1) 特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構によるインターネット型結婚相手紹介サービス業の認証を受けているマッチングアプリであること。
- (2) 18 歳未満を除き、年齢で登録が制限されるマッチングアプリでないこと。
- (3) 年収で登録が制限されるマッチングアプリでないこと。

6 業務の内容

- (1) マッチングアプリ月額利用料の補助を行うためのクーポンコードの発行

ア クーポンコード発行数

次の補助対象者数及び補助対象月数に必要な数とする。

- (ア) 補助対象者数

男女 合計 100 人

男女の内訳は、契約後、市が指示する。また、最大で、男女合計 200 人を見込んでおり、男女の合計人数が 100 人を上回る場合は、双方協議の上、変更契約により対応する。

- (イ) 補助対象月数
 - 2か月
- イ クーポンコードの有効期間
 - 5か月以上
- ウ クーポンコードの発行期日及び回数
 - クーポンコードの発行期日は、契約後、市と協議し、複数回に分けて発行するものとする。
- エ クーポンコードの納品
 - 安全な方法で、納品するものとする。
- オ その他
 - 市が実施するクーポンコードの使用方法の説明に係り、説明チラシの内容の助言を行う。
- (2) マッチングアプリの利用方法に係るセミナーの実施支援
 - ア セミナーの内容
 - 安心安全なマッチングアプリの利用方法、理想の相手とマッチングするためのノウハウなどについて、専門の講師によるセミナーを実施する。また、実施したセミナーの内容については、アーカイブ視聴ができるよう努めるものとする。
 - イ セミナーの実施形態
 - 対面方式もしくはオンライン方式により実施する。
 - ウ セミナーの回数・時間
 - セミナーの回数は、1回以上とし、1回当たりの時間は、60分から90分程度とする。
 - エ セミナーの実施日
 - セミナーの実施日については、契約後、市と協議する。
 - オ セミナーの参加者募集支援
 - 市が実施するセミナーの参加者募集に係り、募集チラシの内容の助言やデザイン案の提供その他募集に関する支援を行う。
 - カ その他
 - セミナーの会場やツール（Z o o m等）は、市で用意する。
- (3) その他、出会いの機会を創出を支援するために必要と認められる業務

7 業務完了報告

受託者は、業務完了時に、市に対し業務完了通知を行う。

8 委託料の支払い

上記7の通知を受け、市は本業務の完了を確認するための検査を行うものとし、受注者は、当該検査に合格後、市に委託料の支払いを請求することができる。

市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託料の支払いを行う。

ただし、クーポンコード分については、クーポンコードの納品ごとに支払うものとする。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した文面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があったときは、当該要求について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から10日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。